

28消安第770号
平成28年5月23日

一般社団法人 日本青果物輸出入安全推進協会 会長 殿

農林水産省消費・安全局長



農林水産関係事業者等が保有する特定個人情報の適切な管理の徹底について
の関係団体等への周知について

今般、農林水産関係事業者において、従業員の特定期間情報が漏えいする事案が発生しました。

農林水産省では、特定個人情報を含めた個人情報全般について、「農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成27年農林水産省告示第1675号）及び「農林水産関係事業者の取り扱う個人情報に係る法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応要領」（平成21年7月13日付け21情第61号大臣官房情報評価課長通知）に基づいた対応をお願いしてきたところです。

また、特定個人情報については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号）、「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）及び「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号）に基づいた対応をお願いしてきたところです。

今般の漏えい事案を踏まえ、貴団体におかれましては、会員各社等に対し、改めてこれらの関係規程の周知をお願いいたします。

特に、特定個人情報の漏えいにおいて重大な事態に該当する場合は、個人情報の取扱規模に関係なく個人情報保護委員会への報告が義務となっておりますので、その旨周知をお願いするとともに、当省への報告に努めるよう併せてお願いいたします。